

確定申告・住民税申告を お忘れなく

確定申告と住民税申告は、所得税や住民税、国民健康保険税などに影響する大切な手続きです。早めに申告しましょう。

問合せ 確定申告について…札幌南税務署 (☎555-3900)

住民税申告と市内の申告会場について…市役所税務課 (☎372-3311・内線3703)

確定申告とは

1月1日～12月31日に得た所得金額と、これに対する所得控除額などを基に所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きです。札幌南税務署で受け付けますが、一部の申告を除いて市内の申告会場でも受け付けます。

確定申告が必要な方

◆給与所得がある方

●給与収入金額が2千万円を超えている

●給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、20万円を超えている

●給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、20万円を超えている

●扶養や社会保険料などの控除を追加・変更する、医療費控除を受けるなど、給与の年末調整の内容に変更がある

◆公的年金等の所得がある方

公的年金等の所得金額から所得控除を差し引いて税額計算をした結果、納める税額がある方は、申告が必要です。

*公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、申告が不要です。ただし、所得税の還付や住民税の各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

◆給与所得や公的年金等以外の所得がある方

事業所得や不動産所得などの合計から所得控除を差し引きします。その額に税率を掛けて出した税額から配当控除を差し引いて、残額がある方は申告が必要です。

申告書の配布

1月4日から配布します。市からは郵送しません。

配布場所 市役所税務課と各出張所、団地住民センター連絡所、エルフィンパーク

住民税申告とは

住民税額を決める資料として、所得や各種控除を1月1日現在の住所地の市町村に申告する手続きです。市内の申告会場で受け付けます。

令和3年1月1日現在で市内に住んでいた方は、原則として申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当

当する場合は不要です。

① 所得税の確定申告をする

② 給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている

③ 公的年金等の所得だけで、年金保険者から公的年金等支払報告書が提出されている

*②・③の場合でも、社会保険料控除や医療費控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

*収入がない方や、非課税所得（遺族年金・障害年金など）だけの方でも、国民健康保険税額などの適正な算定のために申告が必要な場合があります。

混雑を避け、自宅で確定申告を

確定申告の会場は例年、大変混雑します。新型コロナウイルス感染症対策のため、自宅からパソコンやスマートフォンなどを使ったe-Tax(イータックス)での申告をお願いします。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



申告の日時・会場

マスクを着用し、会場では消毒・検温にご協力をお願いします。発熱など体調に不安がある方は来場を控えてください。

市内での申告 確定申告・住民税申告

期間 2月5日(金)～3月15日(月)
 時間 ●市役所＝9時～16時
 ●市役所以外＝9時30分～16時
 ＊11時30分～13時は受け付けを休みます。

会場	日程
市役所1階多目的室	2月5日(金)・8日(月)・9日(火)・10日(水)・12日(金)・15日(月)・16日(火)・22日(月)・3月1日(月)・2日(火)・8日(月)・9日(火)・10日(水)・15日(月)
団地住民センター	2月17日(水)～19日(金) ＊上履きを持参してください。
大曲会館	2月24日(水)～26日(金)
西の里会館	3月3日(水)・4日(木)
農民研修センター	3月5日(金)
夢プラザ	3月11日(木)・12日(金)

＊市内にお住まいで、住民登録がある方が対象です。
 ＊初年度の住宅借入金等特別控除、雑損控除、土地建物・株式の譲渡所得などの申告や相談は受け付けません。札幌南税務署で申告してください。
 ＊営業・不動産所得などの収支内訳書の作成や相談は行いません。事前に作成して来てください。
 定員 ●午前＝先着80人 ●午後＝先着100人
 ＊農民研修センターだけ午前は先着60人、午後は先着80人です。
 ＊新型コロナウイルス感染症対策のため、例年より定員が少なくなっています。

受付番号ごとに時間を指定して会場に案内します。指定の時間まで自家用車や自宅で待機するなど、待合室の混雑防止にご協力をお願いします。


税務署での申告 確定申告

期間 2月16日(火)～3月15日(月)
 (土・日曜、祝日を除く)
 時間 9時～16時
 会場 札幌南税務署(札幌市豊平区月寒東1条5丁目3-4)

**2月21日(日)
 ・28日(日)**
 申告を受け付けます

入場整理券が必要です。無料アプリのLINEで事前に発行するか、当日会場で受け付けをして受け取ってください。混雑している場合は、早めに受け付けを終了することがあります。
 電話での予約はできません。

申告に必要な書類など

	必要書類など
収入確認のため	●源泉徴収票の原本や収支内訳書、個人年金の支払調書など
社会保険料控除	●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付証明書など ●国民年金保険料の控除証明書など ＊源泉徴収票に記載されている場合は不要です。
生命保険料控除	●生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	●地震保険料の控除証明書
配偶者控除・配偶者特別控除	●配偶者の源泉徴収票など
障害者控除	●身体障害者手帳や療育手帳など ●障害者控除対象者認定書(介護保険の要介護認定者のうち、対象となる方)
医療費控除	●医療費控除の明細書 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 昨年度までは医療費の領収書で申告できましたが、令和2年度からは、医療費控除の明細書がなければ申告できません </div> 注意してください! 
寄附金控除	●寄付した先からの領収書など
マイナンバーの記載	●マイナンバーカードや通知カードなどマイナンバーを確認できる書類の写し ＊通知カードの場合、自動車運転免許証や健康保険証など本人確認書類の写しが必要。 ＊配偶者(特別)控除・扶養控除・障害者控除の対象となる方も、マイナンバーの記載が必要です。
住宅借入金等特別控除	税務課にお問い合わせください
税金が還付になる方	●銀行などの口座情報(申告者本人名義のもの)
その他	●印鑑(認め印可。スタンプ型のインク浸透印は不可)

市役所で初年度の住宅借入金等特別控除の申告ができます

事前に申込みが必要です。
 期間 1月21日(木)～2月2日(火)(土・日曜を除く)
 時間 9時～17時
 申込期間 1月5日～14日
 会場・申込み 税務課(内線3704)